

企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社

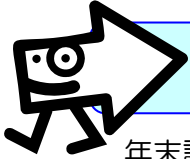
〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F

TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339

E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)

URL: <http://www.cmns.jp>

年末調整の時期になりました。社員全員の必要書類の回収は予想以上に時間がかかるものですよね。今月は年末調整の「事前準備」を簡単にまとめてみました。ご参考ください。

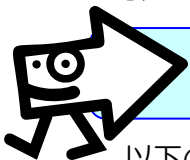


## Step1 対象者の確認しましょう。

年末調整は12月の最後の給与を受け取る人が対象です。ただし、以下の人は除きます。

- ・1年間の給与と賞与の合計が2,000万円以上の人
- ・給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないため、源泉徴収を乙欄で行なっている人
- ・主たる住所が国外にある人（非居住者）など

詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。



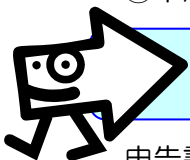
## Step2 申告書の配布。

以下の2種類の申告書を準備して、対象者に配布し、各人に記入&押印してもらいます。

①平成24年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下、扶養控除申告書）

※平成23年分の扶養控除申告書を回収していない人については、平成23年分の扶養控除申告書も必要です。

②平成23年分 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書



## Step3 証明書類を早めに用意してもらいましょう。

申告書と一緒に以下の証明書を提出してもらいます。証明書は10月下旬から保険会社や金融機関等から届きますので、紛失を防ぐためにも早めにお知らせしましょう。

①『生命保険料（一般用・個人年金用）・地震保険料控除証明書』

②『国民年金・国民年金基金控除証明書又は領収書』

③『前職の源泉徴収票』（平成23年中に前職のある方）

④『小規模企業共済等掛金払込証明書又は領収書』

⑤『住宅借入金等特別控除申告書』『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』

※平成22年12月31日以前に住宅を購入した人が対象です。平成23年中に新しく住宅を購入された人は、住所地を管轄する税務署で確定申告をする必要があります。

### 平成23年の年末調整は以下の点が変更されています。

- ◆年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
- ◆年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止されました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。
- ◆同居特別障害者に対する障害者控除の加算制度が改められました。控除対象配偶者・扶養親族が同居特別障害者である場合、配偶者控除または扶養控除の額に35万円加算していましたが、扶養控除が廃止されたので障害者控除の額を一人につき75万円とする制度に改められました。